

第3章

暮らしよい豊かな地域社会と清らかな水と緑のある
生活環境都市をめざして
(生活環境分野)

第1節 安全な暮らしを守る地域づくりの推進

第2節 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成

第3節 清潔で快適な資源循環型社会システムの構築

第4節 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進



第1節 安全な暮らしを守る地域づくりの推進

現状と課題

- 1 災害に強いまちづくりと地域力の強化を図るために設立した防災・安心地域委員会[*1]などと連携し、地域における防災の中心的役割を担う「地域防災リーダー[*2]」を育成しています。平成26年3月現在の認定者は、304人となっています。
- 2 東日本大震災以降、災害に強いまちづくりや地域における防災活動の重要性が高まり、行政による防災対策はもとより、これまで以上に自助・共助の意識醸成を推進する必要があります。地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う自主防災組織は、平成26年3月現在81団体設置されています。
- 3 消防団は、火災発生時の消火活動など、地域における防災の要として活動していますが、その団員数は減少傾向にあり、消防団組織の充実が求められています。
- 4 市内における平成24年の犯罪発生件数は、610件（凶悪犯9件、粗暴犯20件、窃盗犯439件、知能犯17件など）となっており、今後も防犯対策を推進する必要があります。また、平成24年の交通事故発生件数は、358件、死傷者数は427人（死者1人・重傷者2人・軽傷者424人）となっており、今後も交通安全思想の普及・啓発により交通安全対策を充実する必要があります。
- 5 人口減少や高齢化の進展などにより、管理されていない空き家の増加が懸念されており、防災・防犯、衛生上の観点から、空き家の適正管理や活用が求められています。
- 6 公害に関する苦情は、近年増加し、年間160件ほどとなっており、公害防止に取り組み、市民の健康と安全を確保する必要があります。

基本方針

町内会・自治会や防災・安心地域委員会などの自主防災組織と連携して、地域の防災行動力を向上させるとともに、交通事故や各種犯罪等の発生抑制、空き家対策、公害防止などに取り組み、市民が安全かつ安心に暮らせるまちづくりを推進します。

基本的取組の内容

1 防災・消防対策の推進

① 地域防災計画の推進

地域防災計画に基づき、地震や風水害などの災害に対する防災体制の強化を図るとともに、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を適切に実施し、災害に強い安全な地域社会づくりを進めます。

*1 防災・安心地域委員会

安全で安心できる暮らしを守るため、各地域の特性に合った防災に関する取組などを、地域住民が市と連携しながら自主的に行う平成20年12月に設立された組織。

*2 地域防災リーダー

防災・安心地域委員会とともに地域において防災に関する取組を行う際に中心的役割を担う人材。平常時には、訓練や研修などで習得した知識・技術の普及を図り、災害発生時には、地域住民と協力して、消火や救出救護、避難誘導などを行う。



② 災害時要援護者の情報把握及び支援体制づくりの推進【重点施策】

障がい者や要介護者、一人暮らしの高齢者など災害時要援護者の把握に努めるとともに、消防署や警察、町内会・自治会、防災・安心地域委員会などとその情報を共有し、発災時における災害時要援護者の支援体制づくりを推進します。

③ 防災・安心地域委員会等の活動への支援【重点施策】

災害に強いまちづくりと地域力の強化を図るため、防災・安心地域委員会や町内会・自治会などの自主防災組織による地域ぐるみの活動を支援します。



防災・安心地域委員会による防災コンクール

④ 地域防災リーダーの育成【重点施策】

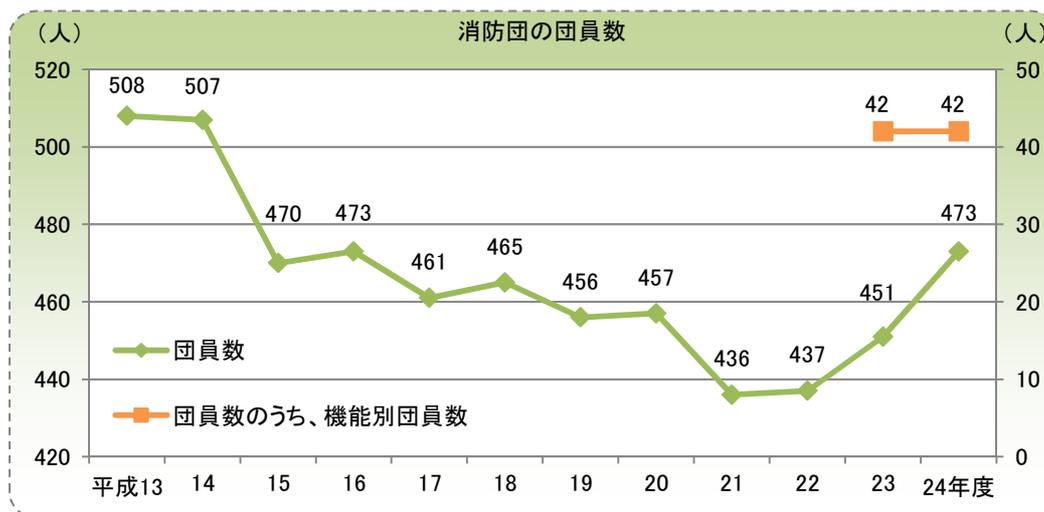
自助と共助の意識醸成を図り、地域防災力を強化するため、防災・安心地域委員会とともに地域防災の中核を担う「地域防災リーダー」を育成します。

⑤ 防災意識の普及・啓発及び向上【重点施策】

災害に対する備えが重要であることから、平常時及び発災時の自助・共助の取組などの普及・啓発を図るため、市や国、東京都の防災に関する取組や地域の防災に関する情報などを市民や事業者にも周知し、防災意識の向上を図ります。

⑥ 消防団体制の充実

防災活動等を円滑に実施するため、消防団員の確保に努めるとともに、特定の活動のみに参加する機能別消防団員[*3]を確保することにより、組織の強化を図ります。また、設備等の充実を図ります。



(資料:事務報告書)

*3 機能別消防団員

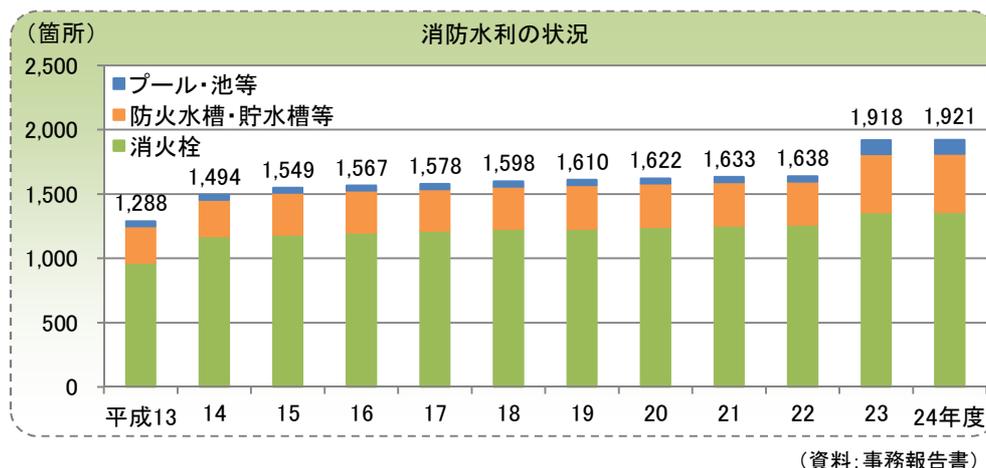
能力や事情に応じて、特定の活動のみに参加する消防団員。消防団の人員不足が課題となる中、時間帯を限定した活動や災害の種類、規模に応じた活動を行い、消防団活動を補完する役割が期待される。

⑦ 災害時の備蓄食糧等の充実と住民個々の備蓄の推奨

災害発生時に備え、食料の備蓄の充実に加え、民間企業などと協定等による供給体制の強化を図るとともに、市民の自助意識の醸成を促し、住民個々の備蓄整備の推奨に努めます。

⑧ 消防水利の整備・充実

消防水利[*4]の不足地域や土地区画整理事業等の施行区域には、防火水槽等の消防水利の整備・充実を図ります。



⑨ 応急給水体制の整備推進

地震などによる大規模災害を想定し、応急給水体制の整備を推進します。

⑩ 住宅の耐震化の推進

地震発生時の住宅倒壊による被害の低減を図るため、木造住宅の耐震診断・耐震改修に掛かる経費の助成制度の利用を促進し、住宅の耐震化を推進します。

⑪ 安全に避難できる場のネットワーク形成（一部再掲）【重点施策】

地震発生時の火災を原因とした被害の低減を図るため、延焼防止に効果のある公園緑地などのオープンスペースを確保するとともに、幹線道路の整備等を促進します。

2 交通安全・防犯対策の推進

① 防犯対策の推進

市広報紙等を活用し、防犯活動のPRの充実を図るとともに、町内会・自治会や警察署等関係機関の協力を得て、防犯体制の充実を図るなど、防犯対策を推進します。



地域住民による防犯パトロール

*4 消防水利

消防活動を行う際の水利施設。消防庁の消防水利の基準では、主な水利として消火栓や私設消火栓、防火水槽、河川・溝等、濠・池、海・湖、井戸、下水道などを例示。



② 交通安全運動等の推進

交通事故防止の意識の高揚を図り、交通ルールの遵守や正しい交通マナーが実践できるよう、交通安全運動等を推進します。

③ 駅周辺の自転車駐輪場の整備

安全な交通を確保するため、駅周辺の自転車利用状況を把握し、自転車駐輪場の整備に努めます。

3 公害防止の推進

① 公害知識の普及と啓発の推進

公害防止に対する意識の向上を図るため、市広報紙等により公害知識の普及と啓発を推進します。

② 公害の未然防止・早期対応の推進

パトロールや環境測定（大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌等）などを実施し、公害の未然防止や早期対応を推進します。

③ 市役所で使用する車両への次世代自動車等の導入

地球の温暖化など環境への負荷を軽減するため、市役所で使用する車両への次世代自動車[*5]等の導入を推進します。

*5 次世代自動車

ハイブリッド自動車や電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車など。国は運輸部門からの二酸化炭素削減のため、2020年までに新車乗用車の2台に1台の割合で導入する目標を掲げている。

4 空き家対策の促進

① 空き家の適正管理の促進

空き家の実態把握に努め、市民生活の安心と安全を確保するため、管理されていない空き家の適正管理を促進します。

② 総合的な空き家対策の検討

利活用が可能な空き家については、空き家の提供者と利用希望者を結ぶ「空き家バンク」、観光や農業などの地域特性を生かした有効活用の取組など、総合的な空き家対策を検討します。

住宅の所有関係別住宅数(平成20年10月1日現在)

(単位:%)

区分	持ち家率	借家率	借家率の内訳			
			公営	都市再生 機構・公社	民営	給与住宅
あきる野市	75.1	24.9	0.8	—	22.7	1.4
多摩26市平均	51.0	49.0	5.8	5.7	34.6	2.8

空き家数(平成20年10月1日現在)

(単位:戸)

区分	空き家 総数	一戸建			長屋建・共同住宅・その他		
		総数	木造	非木造	総数	木造	非木造
空き家総数	3,220	1,390	1,370	20	1,830	670	1,150
二次的住宅	120	120	110	10	—	—	—
賃貸用の住宅	1,950	240	240	—	1,710	610	1,100
売却用の住宅	190	170	170	—	20	—	20
その他の住宅	960	860	850	20	100	60	40

(資料:平成20年住宅・土地統計調査)



第2節 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成

現状と課題

- 1 少子高齢化や核家族化、共働き家庭の増加などを背景に、地域でのコミュニティ活動への参加者の減少や組織の担い手の高齢化などが進んでいます。平成25年度に84町内会・自治会に加入している世帯数は、19,110世帯（加入率約56.6%）で、加入率は10年前に比べて9.9ポイント減少しています。
- 2 地域のコミュニティ活動の場として、コミュニティ会館や学習等供用施設などを設置していますが、これらの施設で活動しているコミュニティ関係団体の平成24年度の登録数は、97団体（2,479人）となっており、10年前と比べて半数に減少しています。
- 3 町内会・自治会は、地域コミュニティ[*6]の中心的な役割を果たしており、今後も生活に密着したコミュニティとして、重要性がますます高まっていることから、その支援が求められています。

基本方針

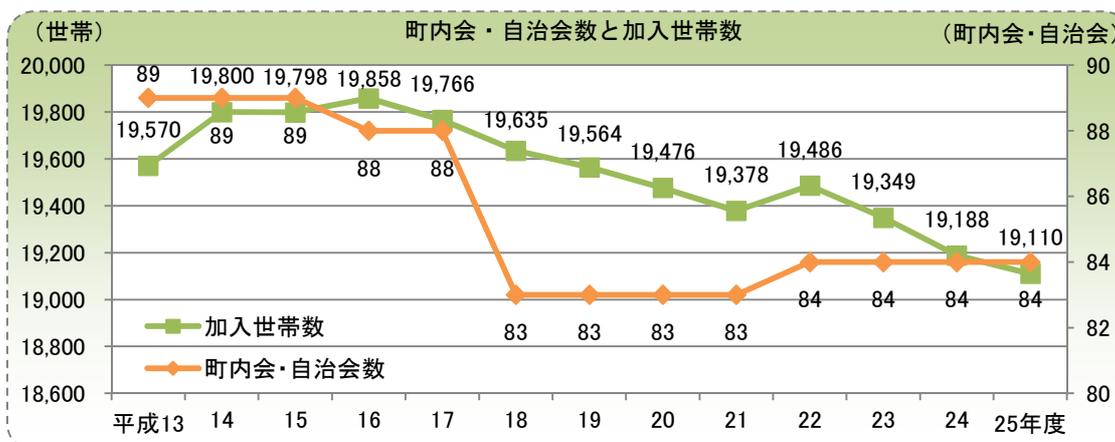
町内会・自治会の活動や加入促進を支援し、地域力[*7]と地域コミュニティの強化を図るとともに、市民が郷土に誇りを持ち、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という自主的・自発的な意思の下に、連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成を図ります。

基本的取組の内容

1 コミュニティづくりの支援

① 町内会・自治会への加入の促進

転入者及び未加入者に対する町内会・自治会への加入の案内や不動産協会、宅地建物取引業会等の協力による加入の呼びかけなど、地域コミュニティの基礎となる町内会・自治会への加入を促進します。また、町内会・自治会の役割や活動内容について、市広報紙やホームページ、ガイドブックなどにより情報提供します。



(資料:地域防災課)

*6 地域コミュニティ

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通じ、生み出されるお互いの連帯感や共同意識、信頼関係などを築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住み良くしていく地域社会。

*7 地域力

地域社会の問題について、市民や企業などを始めとする地域の構成員が自らの問題として認識し、自律的かつ他の団体などと協働しながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していく力。

② 町内会・自治会の適正規模化の支援

円滑な活動が実施でき、かつ、規模の違いがなくなるよう、町内会・自治会の適正規模化の取組を支援します。

2 コミュニティ活動の推進

① 町内会・自治会活動の支援

地域力の向上と地域組織の充実を図るため、町内会・自治会連合会の会報を市のホームページに掲載するとともに、町内会・自治会が地域の課題を解決するために自主的・自発的に行う取組などを支援します。

② 花いっぱい運動の支援

地域のまちづくり事業の一環として、生活環境を美化し、美しいまちづくりをめざすため、町内会・自治会や花づくりボランティア、オープンガーデン事業による花いっぱい運動を支援します。

③ 町内会・自治会間の交流の支援

地域コミュニティの活性化を図るため、地理的に隣接していない地区同士も含め、町内会・自治会の積極的な交流を支援します。



[花いっぱい運動]

市内約50の町内会・自治会が参加して、沿道や公共用地、地域の花壇に花苗の植付けを行う。

[オープンガーデン事業]

オープンガーデンとは、個人の庭などを一定期間、一般に公開する活動で、花が好きな方楽しんでいただくコミュニティ活動として実施。市では、オープンガーデンの期間中、公開されている庭をバスと徒歩で巡る「花めぐりウォーキング」を開催。





第3節 清潔で快適な資源循環型社会システムの構築

現状と課題

- 1 平成24年度の市民1人当たりの1日のごみの排出量は784.8gとなっており、10年前に比べて22%程度減量していますが、多摩地域の平均と比べて50.5g多くなっています。減量化を更に推進するためには、市民、事業者及び行政が一体となって取り組む必要があります。
- 2 西秋川衛生組合の新しいごみ処理施設のうち、主体となる熱回収施設が平成26年1月から稼働しています。このことに伴い、ごみの分別方法を一部変更し、不燃ごみとしていたプラスチック類やゴム・ビニール類などを可燃ごみとして処理しています。
- 3 平成24年度の総資源化率は26.0%となっており、10年前に比べて3.9ポイント増加していますが、さらに、限りある資源の有効利用に努める必要があります。
- 4 し尿や浄化槽汚泥は、秋川衛生組合により最終処理を行っています。組合の構成団体における公共下水道の整備に伴い、し尿収集量は10年前と比べて40%程度となっています。また、施設の老朽化が進んでいることから、し尿等の減少に伴う組合のあり方と施設の老朽化への対応を検討する必要があります。

基本方針

更なるゴミの減量化を推進するとともに、新たにリサイクル施設の設置などにより、清潔で快適な資源循環型社会システムの構築を図ります。

基本的取組の内容

1 ごみの減量と適正処理の推進

① 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の推進

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、資源循環型社会システムの構築を進めるとともに、環境に配慮したごみの収集・処理を推進します。



(資料:事務報告書)

*8 資源循環型社会

廃棄物等の発生抑制、循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減できる社会。

② ごみ減量化の推進

市民や事業所に対し、環境教育やごみ発生抑制の普及・啓発などの取組を行うことにより、ごみの減量化を推進します。

③ 新ごみ処理施設の適正な運営・管理の推進

資源循環型社会システムの構築に向け、ごみの持つエネルギーを最大限活用するとともに、更なるごみの減量化・資源化を図るため、新ごみ処理施設の適正な運営・管理を推進します。



ごみ発電設備のある新ごみ処理施設

④ 第二御前石最終処分場の延命化の推進

熱回収施設の稼動に伴い、埋め立てられているごみを掘り起こし熔融処理することにより、第二御前石最終処分場の延命化を推進します。

⑤ 環境美化活動の推進

美しい自然を守り、きれいなまちをつくるため、パトロールによる不法投棄の抑制や市内一斉清掃などにより、環境美化活動を推進します。



市民と協働による環境美化活動(市内一斉清掃)

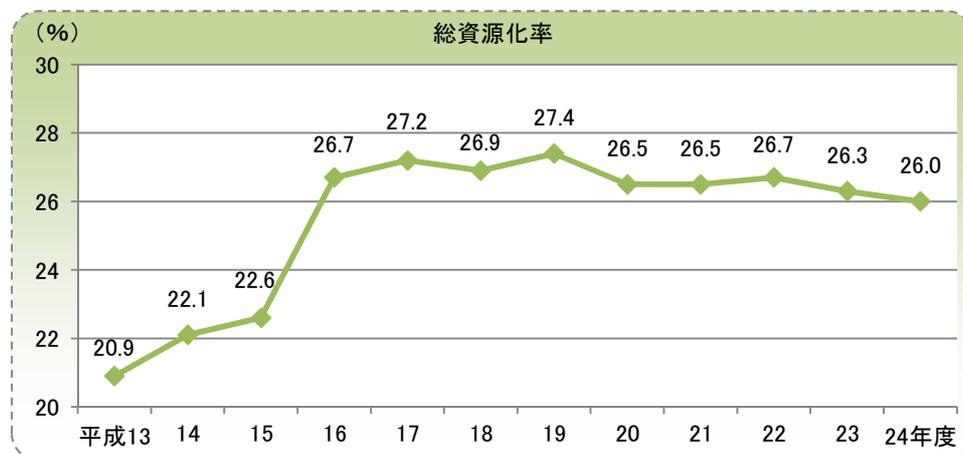
2 リサイクル活動の推進

① リサイクルシステムの充実

市民、事業所、行政が協力し、リサイクル可能なものが資源として収集され、活用されるリサイクルシステムの充実を図ります。

② 資源回収の推進

資源循環型社会を形成するため、資源化の啓発・指導や資源集団回収の取組などにより、市民の分別・リサイクル意識の高揚を図り、資源回収を推進します。



(資料:公益財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」)



③ ごみの堆肥化の促進

EM菌処理容器[*9]の貸与やコンポスト容器[*10]の購入費補助などの様々な方式により、生ごみの自家処理やリサイクルなど、生ごみの堆肥化を促進します。

④ 放置自転車のリサイクルの推進

放置されて一定期間を経過した自転車は、整備し、公共施設や町内会・自治会などの希望する地域での再活用とともに、入札による民間事業者への売却などにより、リサイクルを推進します。

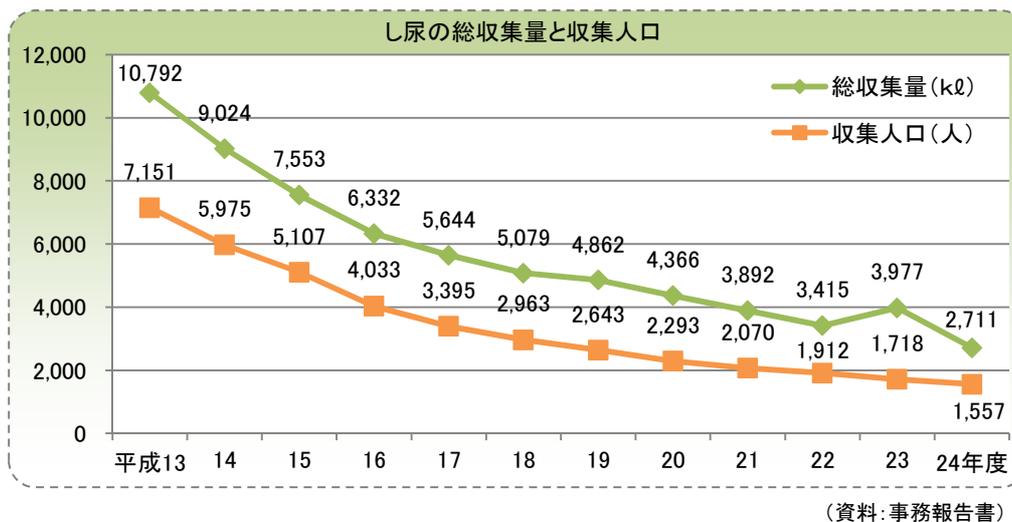


長期間利用されず放置された自転車

3 し尿処理の推進

① し尿や浄化槽汚泥の処理方式等の見直し

秋川衛生組合のあり方を含め、構成団体により、し尿や浄化槽汚泥の処理方式等を見直します。



*9 EM菌処理容器

光合成細菌、放線菌、酵母菌、乳酸菌等の友好な微生物群（EM菌）を利用し、生ごみを堆肥化する容器。この容器に生ごみを入れ、ぬかみそ状の「EM剤」をふりかけながら数日発酵させる。

*10 コンポスト容器

土の中にある微生物やミミズの力で生ごみを分解させるための容器。大きなバケツを逆さまにしたような容器を少し地面に埋めて使用する。

[参考:「ヘラスゾウ」と「げん人くん」]

ごみ減量をPRするためのイメージキャラクター。本市網代にあるごみの最終処分場の建設中にミエゾウの化石が発見されたことから、この処分場を長持ちさせることにちなみ、「ごみを減らすこと」と「ゾウ」から「ヘラスゾウ」、「ごみを減じる人」と「原始人」から「げん人くん」と命名した。



第4節 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進

現状と課題

- 1 市の施設においては、継続的に地球温暖化防止対策に取り組み、平成24年度の温室効果ガス排出量を（排出係数を固定して算出した場合）4,301トンCO₂とし、7年前に比べて15.8%（805トンCO₂）削減しています。さらに、道路照明のLED化を図り、低炭素社会づくりに取り組んでいます。
- 2 郷土の恵みの森構想に基づき、「人と森との新たな共生の姿の創出」をめざして取り組んでおり、協働による自然環境保全活動の推進や生物多様性の保全が求められています。
- 3 清流や生態系などの維持・保全により、河川が本来もつ機能を守っていく必要があります。

基本方針

豊かな自然と共生できる「環境都市あきる野」の実現に向けて、市民や事業者などとの協働による保全と活用の仕組みづくりを進め、各地域の特性に応じた森づくりに取り組むとともに、生物多様性の保全に努め、水と緑に恵まれた生活環境づくりを推進します。

基本的取組の内容

1 総合的な環境関連施策の推進

① 環境基本計画に基づく施策の展開

環境基本計画に基づき、環境対策への総合的な取組を推進し、豊かな自然と人とが共生できる持続的発展が可能な社会の実現を図るための施策を展開します。

② 地球温暖化対策地域推進計画の推進

地球温暖化対策の一環として、太陽光を始めとする再生可能エネルギーの普及・拡大や森づくりを通じた二酸化炭素吸収源の拡大を図るなど、市民、事業者と連携した地球温暖化対策を推進します。

③ 新規の墓地造成・採石の規制・指導

生活環境の保全、災害発生を防止するため、新規の墓地造成と採石場の操業の規制・指導を行います。

④ 新たな開発行為・残土の処理行為の抑制

丘陵地や山間地の森林環境を守るため、新たな開発行為や残土の処理行為の抑制に努めます。

⑤ エコ活動の推進

地球環境への負荷の低減を図るため、市職員による環境に配慮した市独自システムであるエコ活動を推進します。



市役所におけるエコ活動の内部監査



2 水環境の充実

① 清流保全条例に基づく事業の推進

親しみある水辺環境を形成するため、秋川・平井川における河川の浄化や河川環境の保全を図るなど、清流保全条例に基づく事業を推進します。また、河川の水質保全を効果的に行うため、関係自治体と連携して河川環境の保全に取り組みます。



市内を流れる清流秋川

② 地下水脈の保全

道路等の透水性舗装や浸透ますの設置などにより、地下水のかん養と河川の水量を確保するとともに、災害の防止を図るため、雨水対策を推進し、地下水脈の保全を図ります。

③ 貴重な湧水池の保全・活用の推進

貴重な湧水池の保全と活用を推進します。

④ ホタルの里づくり推進事業の充実

ホタルの育成や保護、生息環境の保全を行う団体の活動を支援するなど、ホタルの里づくり推進事業の充実を図ります。

⑤ 家庭用雑排水対策の推進

家庭から排出される雑排水の環境への負荷を減少させるため、下水道未整備区域への合併処理浄化槽^{*11}設置事業など、家庭用雑排水対策を推進します。

3 緑環境の充実

① 郷土の恵みの森構想の推進【重点施策】

郷土の恵みの森構想に基づき、自然環境と伝統文化などの優れた地域資源を活かし、地域の特性に応じた環境の保全や地域活性化を図ることにより、「人と森との新たな共生の姿の創出」をめざした取組を進めます。



森林レンジャーあきる野による自然体験事業

② 産学官が連携した自然環境保全活動等の推進

郷土の恵みの森構想等に基づき、菅生地区をモデルとして、産学官が連携して森林の保全・活用や地域の活性化についての調査・研究、その活動の担い手の育成など、自然豊かな里地里山に係る自然環境保全活動等を推進します。

③ 生物多様性保全の推進【重点施策】

貴重な自然の保全及び持続的な利用の促進を図るため、生物多様性地域戦略を策定するとともに、様々な取組を通じて、生物多様性保全を推進します。

*11 合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯等の排水）を併せて処理する浄化槽。これに対し、し尿のみを処理するものを「単独処理浄化槽」という。

④ 保存緑地の指定の推進

生物多様性保全や地球温暖化対策、崖線保全などの機能を有する貴重な緑の保全のため、ふるさとの緑地保全条例に基づき、良好な緑地の保存緑地（樹林地・樹木・屋敷林・生け垣）の指定を推進します。

⑤ 公開緑地の指定の推進

貴重な緑の保全に向け、美観に優れ、市民による散策などの緑の活用を図るため、ふるさとの緑地保全条例に基づき、公開緑地[*12]の指定を推進します。

⑥ 公共公益施設の緑化の推進

市街地における貴重な緑である公共施設の緑地について、生物多様性保全や地球温暖化対策などのため、適切な維持管理を推進します。

⑦ 民間施設の緑化の推進

減少しつつある民有地の貴重な緑を保全するとともに、生物多様性保全や地球温暖化対策などのため、一定規模以上の施設の設置や土地の改変に対し、ふるさとの緑地保全条例の緑化基準などによる緑化を推進します。特に、景観上、防災上の観点から接道部の緑化を促進します。



【トウキョウサンショウウオ】

トウキョウサンショウウオは、昭和6年に本市の草花丘陵で発見された両生類。豊かな里山環境の象徴であり、現在も里山に生息している。成体は13cmくらいの大きさで、水生昆虫やミミズなどを食べる。

*12 公開緑地

緑の活用を図るため、公開できる緑地として市が指定するもの。次の条件に該当するものが対象となる。

- ① 面積が300㎡以上であり、健全で、樹木・樹林等の形容が美観上優れている地域
- ② 市民が散策等を自由にでき、5年以上継続して開放することができる地域